

効あり。

第三、此の法は新陳代謝の機能を盛にす、即ち炭酸瓦斯の發生排泄を増し、酸素の攝取を盛ならしむる効あり、之れ實驗的に證明せられたる事實なり。

第四、此の法は、神経系の官能を強くし、精神を爽快ならしめ、忍耐力を増し、奮發心を起し、其の他注意力及び記憶力を増進する効あり。

第五、此の法の能く筋力を増し、疲勞に對する抵抗力を高むる効ある事は、是れ亦實驗的に證明せられたる事實なり

第六、此の法を實行する者は、嚴冬風雪の間を快然闊歩する勇に富み、嚴寒にも火燧を擁するが如き怠惰心を生ずることなく、又薄衣寒に堪へ、手を懐にし或は之れを「ポケット」中に投ずるが如

き醜態をなさず。

第七、此の法は便通を調へ、又頭部の充血を除き上衝を鎮降して、精神を快活安靜ならしむ、冷水養生法の効果は、其の大略を述ぶるも猶斯くの如く著しきものなるが故に、之れを繼續實行する時は、此等の諸効果綜合して、大に身體の健康を増進すべきは、理の視易き所なり。

兒童の變死

につきて、三重縣では、左記の通りの調査をして各郡市長に通牒したとの事です。

三重縣警察部の調査に依れば三十三年より三十五年に至る三ヶ年間に於ける變死人中、誤て非命死を遂げたる者百八十人中約五分の三は十二歳未満の幼童にして學齡中に屬する兒童尠から

ず、此等の死因は別表の通り、顛倒墜落、溺水若は瀛車に觸れたる者等にして、畢竟注意疎慢なるに依るものなれども、元來斯種災害は各自相當の注意を懈らざれば未然に防遏し得べきに付、平素學校に於て兒童の自慎自重の習慣を涵養し、可成危険の場所近かよらしめず、又父兄談話會等に際し、臨機其保護者に訓諭を加ふる等、精々人生の不幸を減少するの方策を講ぜんことを過日同縣内務部長より各郡市長に通牒せり、今左に其の統計を記さんに、

十二歳未満

原 因 男 女 計

遊戯の際溜壺に轉落	一〇	四	一四
遊戯又は通行の際溜壺に轉落	一三	七	二〇
遊戯の際溝渠に轉落	五	三	八

遊戯又は通行の際河中に轉落	一一	一二	二二
遊戯又は通行の際井中に轉落	一	六	七
遊戯又は漁獵の際海中に轉落	四	一	五
水泳の際溺れて	一六	一	一六
鐵道線路に於て遊戯又は通行の際瀛車に觸れて(但し一名は負傷に止まる)	四	一	四
高所より轉落して	一	一	一

まことに、必要な注意でありまして、殊に、交通往來の盛な都會では、父母たるものは、一層の注意を要すべきであります。

子供の守り

につきて、注意すべきことだといつて、故の外山文學博士の姉に當られる方の話されましたに、「牛乳の壺を守りの懐に入れさせて、其乳首を負ぶさつた子供にはへさせながら、外に出す、暫